

# 富士見町宅地造成支援事業補助金

## 目的

富士見町への移住及び定住の促進を図るため、町内で宅地開発を行う宅地建物取引業者を対象に補助金を交付します。

## 1. 対象事業

- ・ 一戸建て住宅建築のための宅地開発
- ・ 賃貸アパート等建築のための宅地開発

## 2. 補助対象者

- ・ 一戸建て住宅建築のための宅地開発は、町内の宅地建物取引業者
- ・ 賃貸アパート等建築のための宅地開発は、町内外の宅地建物取引業者

## 3. 交付要件

- (1) 一戸建て住宅建築のための宅地開発
  - ・ 1区画以上の宅地開発
  - ・ 1区画当たりの面積が165㎡以上
- (2) 賃貸アパート等建築のための宅地開発
  - ・ 165㎡以上の宅地開発
- (3) 共通事項
  - ・ 町内における宅地開発
  - ・ 工事施工者（町内に本店又は支店等の法人登記等を有する業者）が工事の全部又は一部を施工
  - ・ 宅地開発後において宅地以外の用途にならないこと
  - ・ 富士見町公共下水道又は農業集落排水の計画区域内
  - ・ 宅地開発に当たり必要な法令等を遵守するとともに、定めのある手続きを経ていること



## 4. 補助金の額

- ・ 宅地開発に係る経費（土地造成費、上下水道整備費、道路整備費）の2分の1、1,000円未満の端数切捨て
- ・ 一戸建て住宅建築のための宅地開発の限度額は、1区画につき1,000,000円（居住誘導区域内は、1,200,000円）
- ・ 賃貸アパート等建築のための宅地開発の限度額は、165㎡につき500,000円（居住誘導区域内は、600,000円）

## 5. その他

- ・ 親の所有する土地を造成して一戸建て住宅を建築する場合でも、上記の交付要件等に該当すれば補助金の対象となりますので、ご相談下さい。

申請者

①事業計画書提出（様式第1号）

工事の2週間前までに提出

②事業承認通知（様式第2号）

工事の開始は、事業承認後になります

③変更計画書、中止届提出（様式第3,5号）

変更、中止した場合に提出

④補助金交付申請書・完了実績報告書提出（様式第6号）

工事の完了から2か月以内に提出

⑤補助金交付決定通知（様式第7号）

⑥補助金支払請求書提出（様式第8号）

補助金交付決定通知を受けてから10日以内に提出

⑦補助金の交付

富士見町

# 添付書類

## 事業計画書(様式第1号)

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 法人の登記事項証明書等又はその写し(申請者及び工事施工者)
- (4) 宅地建物取引業者の免許書の写し
- (5) 土地の登記事項証明書又はその写し
- (6) 公図又はその写し
- (7) 宅地開発の設計図書(現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画横断面図、排水施設計画平面図、給水施設計画平面図)
- (8) 宅地開発に当たり必要な法令等の許可証等の写し
- (9) 宅地開発工事費見積書の写し
- (10) 工事施工者の施工内容が確認できる書類の写し
- (11) 納税証明書(町内に本店又は支店等がある場合又は町内に住民登録がある場合には、閲覧承諾書に変えることができる)
- (12) その他町長が必要と認める書類

## 変更計画書(様式第3号)

- (1) 変更後の工事見積書
- (2) 変更後の工事予定箇所の写真
- (3) その他変更に関する書類

## 補助金交付申請書・完了実績報告書(様式第6号)

- (1) 竣工図
- (2) 宅地開発工事契約書の写し(事業者自ら施工する場合を除く)
- (3) 宅地開発工事代金領収書等の写し(事業者自ら施工する場合は、事業費の支出を証する書類)
- (4) 宅地開発工事完了写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

問合せ先

富士見町役場 建設課 都市計画係

TEL : 0266-62-9216 FAX : 0266-62-4481

E-mail : kensetsu@town.fujimi.lg.jp